

政権交代で米国の温暖化対策はどう変わるか？

若林 雅代

オバマ前政権が定めた気候変動政策方針の破棄を表明するなど温暖化対策に否定的なことと知られるトランプ米大統領は、電力部門に対するCO₂排出規制（クリーンパワープラン、以下CPP）も見直す意向とされ、就任後1か月が過ぎた2月24日には全連邦機関に規制見直しの作業チーム設置を指示する大統領令に署名した。本稿では、政権交代で大きな転換期を迎えている米国の温暖化対策に関し、電力政策を中心に予想する。

【連邦規制の後退は不可避】

CPPは、既存の火力発電所を対象に、州ごとのCO₂排出目標を定める連邦規制である。州は与えられた目標を達成する計画を策定し、連邦政府の承認を得て具体的な施策を実施する。州計画の策定は2016年中に開始される予定だったが、同年2月の連邦最高裁決定により、その合法性に関して一部の州や産業団体が起こした訴訟が終結するまでの間、規制の執行が差し止められている。

トランプ政権がCPPに対し取り得る手段は①行政手続法に沿った規制の撤回、②原告との和解に基づく規制の見直し、③裁判の結果の受け入れ、の3つである。

ただし、CO₂を大気浄化法の規制対象と認めた最高裁の判例が存在することから、規制の全廃にはCO₂による人為的な気候変動の危険性を否定する必要がある。これには環境団体だけではなく、共和党内からも反発が予想され、実現は極めて難しい。

他方、トランプ大統領が指名したゴーサッチ氏の連邦最高裁判事就任が上院で承認されれば、最高裁の判事構成は再び保守派が優勢となり、CPPが違法と判断される公算が高まる。その上で基準を大幅に緩和すれば、規制を実質的に有名無実化できるだろう。

【州独自の施策の広がり】

いずれの手段が取られるにせよ、これにより米国の温暖化対策が全面的に停滞するとは限らない。忘れてはならないのが、温暖化対策に熱心な複数の州の存在である。

例えばニューヨーク州は、再生可能エネ比率を2030年までに50%とする州目標を掲げ、その達成のために再生可能エネと原子力の2種類のクレジットの買取制度を4月から開始する。特に、原子力発電所の発電量に対するクレジット（ゼロエミッションクレジット、ZEC）を、2017年から12年間、州政府が炭素の社会的費用を考慮した固定価格で発電事業者から買い取ることは注目に値する。買取費用は小売事業者が販売電力量に応じて負担し、最終的には電気料金から回収する。

ZECの発行対象となる州北部の3原子力発電所は、卸電力市場からの収入だけでは存続が困難とされる。同州の長期戦略では再生可能エネ導入による大幅なCO₂排出削減を見込むが、その前に稼働中の原子力発電所が廃止されると、電源不足を補うために火力電源が増設され、州目標の実現が困難になるため、州としてもこれらを維持する必要があった。すなわち、ZECは原子力発電所を維持するための補助金といえる。

ゼミナール(127)

ニューヨーク州のZECは、同じように経済的危機に直面する原子力発電所を抱える事業者や州の注目を集め、幾つかの州でこれに追随する動きがみられる。イリノイ州では、2016年12月に類似の制度を含む法案(SB2814)が成立し、2017年6月からZECの買取が始まる。また、オハイオ州やペンシルバニア州などでも類似制度の検討が進む。

【州単独の施策には限界】

一方、発電事業者団体は、特定電源への救済措置は卸電力市場や容量市場における電源間の公平な競争を歪めるとし、これに反対している。この運動には州と連邦政府の権限問題も絡む。卸電力や容量は、州際電力取引として連邦エネルギー規制委員会(FERC)の管轄下であり、州の政策が及ばない対象と考えられるからである。事業者団体はニューヨーク州とイリノイ州を相手取り、ZECの合法性を問う訴訟を連邦地裁に起こしている。判決次第では両州の施策が違法とされる可能性もある。

【局所的政策展開で失われる効率性】

このように、一部の州が温暖化対策推進のイニシアティブをとる可能性は高いものの、それらの施策は様々な制約の下に置かれ、州が単独で行える政策には限界がある。他方、規制に後ろ向きな州は、CPPが実質無実化すれば対策の実施を放棄するだろう。連邦大での温暖化政策の基盤が失われる中、対策に積極的な州と消極的な州の二極化が鮮明化し、効率性を欠いた局所的、部分的な政策展開とならざるを得ない。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員
若林 雅代／わかばやし まさよ
1992年入所。専門は経済学。